

静岡県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年4月1日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 渡 瀬 典 幸
静岡県監査委員 大 石 哲 司

第1 監査の概要

令和4年1月17日から令和4年3月10日までに、随時及び臨時に実施した監査である。

現金、預金、郵券類等の管理状況、財務会計の事務手続及び施工中に現地確認が必要な工事について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査（随時監査）を実施した。

事務事業の取組等について、静岡県監査委員監査基準に基づき、行政監査（臨時監査）を実施した。

第2 随時監査の結果

- 1 監査結果がある機関 該当なし
- 2 監査結果がない機関

【本庁】

- (1) スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

ア 監査実施日 令和4年3月10日

イ 監査対象 令和2年度少年スポーツ振興事業費補助金に関する事項

【出先機関】

- (1) 西部県民生活センター

ア 監査実施日 令和4年2月14日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

- (2) 農林環境専門職大学

ア 監査実施日 令和4年2月14日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

- (3) 富士土木事務所

ア 監査実施日 令和4年1月17日

イ 監査対象 社会資本整備総合交付金事業 一般県道富士由比線新々富士川橋

- (4) 藤枝東高等学校

ア 監査実施日 令和4年2月14日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

- (5) 浜松西高等学校

ア 監査実施日 令和4年2月14日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

(6) 浜松城北工業高等学校

- ア 監査実施日 令和4年2月14日
- イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

(7) 掛川警察署

- ア 監査実施日 令和4年2月14日
- イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

(8) 細江警察署

- ア 監査実施日 令和4年2月14日
- イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

第3 臨時監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【本庁】

(1) 交通基盤部建設経済局公共用地課

- ア 監査実施日 令和4年2月14日
- イ 監査対象 財産事務及び公共測量の公示等事務の不適正な事務処理
- ウ 監査結果

(7) 行政監査 指摘 財産事務及び公共測量の公示等事務の不適正な事務処理

(2) 教育委員会事務局高校教育課

- ア 監査実施日 令和4年3月10日
 - イ 監査対象 実業高校における備品の安全管理
 - ウ 監査結果
- (7) 行政監査 意見 実業高校における備品の安全管理

2 監査結果がない機関 該当なし

(別表) 監査結果の概要

【臨時監査（本庁）】

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部建設 経済局公共用地 課	指摘	件名	財産事務及び公共測量の公示等事務の不適正な事務処理
		内容	交通基盤部建設経済局公共用地課は、事務の進捗管理等が十分でなく、財産売却事務4件及び測量法に基づく事務180件につき、事務処理の放置及び文書の紛失など不適切な事務処理を行った。
教育委員会事務局 高校教育課	意見	件名	実業高校における備品の安全管理
		内容	実業高校では、使用方法を誤ると危険な状態が発生しうる備品を多数保有しており、近年備品の不適切な使用を原因とする事故が発生しています。令和元年度には、備品を使用した実習の作業手順、注意事項等の指導に用いる「実習指導書」等が安全の確保のための注意事項を網羅していなかったことや教員が安全の確保のための注意事項を遵守していな

かったことを原因とする事故が発生しており、実業高校における安全対策が十分とはいえない状況となっています。

一方、試験研究機関、浜松技術専門校等では、備品の使用に関して、安全規程等を設けるとともに、必要に応じて、備品毎のマニュアル等を作成し、備品使用者にこれらの遵守を求めることで、安全を確保しています。

このため、教育委員会において、実業高校における統一的な安全対策の仕組みを早急に整備し、学校及び教員の安全管理に対する意識を高めるとともに、生徒の安全対策の必要性に対する理解を深めるため、全ての実業高校に対して、以下の取組を行ってください。なお、高校教育課において、統一的な取組となるよう、現場の意見を取り入れつつ、「実習指導書」の作成に当たっては、必要な助言、支援等を行い、内容を確認してください。

- ア 「実習指導書」の遵守を安全対策の基本に位置づけること。
- イ 「実習指導書」は、実業高校の生徒は、ほとんど実務経験がなく、より丁寧で具体的な安全管理に係る教育が必要であることを踏まえ、備品を使用する際の安全確保のための注意事項をもれなく記述すること。
- ウ 学校・教職員（非常勤講師等を含む）に対して、「実習指導書」に記載された注意事項を遵守して生徒の指導にあたるよう周知徹底すること。
- エ 各備品に安全な使用に関する視認性の高い資料を掲示するなど、生徒の安全対策の必要性に対する理解を高めるための仕組みを作ること。